

令和 6 年度 部活動に係る活動方針

1 部活動の基本的な考え方

- (1) 自己実現や学びの機会として望ましい実施環境の構築を目指す。
- (2) 活動目的等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。
- (3) これまで果たしてきたものに加えて、新たな役割や価値の共創を目指す。

2 本校における望ましい部活動の在り方

- (1) バランスのとれた心身の成長と学校生活全般に配慮する。
- (2) 教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として指導・運営に係る体制を構築する。
- (4) 生徒の生活全体を見渡して、休養日や活動時間を適切に設定する。
- (5) 生徒の自主的活動を尊重し、参加しやすい実施形態等を工夫する。
- (6) 地域と連携した活動が広がるよう環境整備を進める。
- (7) 顧問にとって負担が過度にならないよう配慮する。

3 具体的取組

(1) 適切な運営のための体制整備

持続可能な部活動の体制構築のため、以下の事項に配慮する。

- ①生徒や教員の数・施設等を鑑みて適正な部活動を設置する。
- ②顧問の決定に当たり、校務全体が効率的に実施されるよう、他の分掌や経験等を考慮する。併せて、学校全体としての適切な指導・運営及び管理を行う。
- ③部活動毎に活動目標等を定め、活動計画及び活動実績を提出・公表する。原則として、活動計画は年間（または半期及び四半期）単位で、活動実績は毎月単位とする。
- ④指導方法や安全対策等の研修機会を通じて、指導者としての資質向上に努める。
- ⑤経費の徴収や会計報告の作成等、会計処理に係る事項はルールに則り適切に対応し説明責任を果たせるよう努める。
- ⑥教員の勤務時間管理と併せ、顧問の負担が過度にならないよう努める。
- ⑦保護者や関係団体等との連携を図りながら、地域に信頼される学校づくりの一環としての活動に取り組む。

(2) 効果的な活動の推進

安全で充実した活動とするため、以下の事項に配慮する。

- ①生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を尽くすとともに、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ②活動目標や特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行うことができるよう努める。
- ③発達段階や能力・適性を見極めるとともに、個人差や女子の成長期における体と心の状態等を確認しながら個に応じた指導を行う。
- ④活動計画策定への参画を含め、生徒の主体的活動としての幅を一層広げる。

### (3) 適切な休養日等の設定

バランスのとれた生活や成長に配慮し、以下を基準とする。

- ①学期中は、週2日程度の休養日を設ける。このうち少なくとも1日は土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）に設ける。週末に大会等に参加した場合は、他の日に振り替える。
- ②長期休業中は、学期中に準じた扱いとするが、十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。
- ③1日の活動は、平日は2時間程度とし、週末を含む学校の休業日は3時間程度とする。

### (4) 部活動の環境整備

部活動の新たな可能性に期待し、以下の事項に配慮する。

- ①生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動等の設置を検討する。
- ②学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な活動のための環境整備を進める。
- ③各分野に関する専門的指導を受けられるよう、外部人材の積極的活用を進める。
- ④生徒や顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会等の精査を進める。
- ⑤スポーツを含め文化活動に欠かせない「楽しむ」という観点を踏まえ、多様な楽しみ方に応え得る仕組みや指導者の柔軟な対応策を検討する。

### 【参考資料】

- ・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」  
（令和2年9月1日 スポーツ庁政策課学校体育室・文化庁参事官（芸術文化担当）付  
学校芸術教育室・文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課・文部科学省初等中  
等教育局財務課）
- ・「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」  
（平成31年3月千葉県教育委員会策定）
- ・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」  
（平成30年12月文化庁策定）
- ・「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」  
（平成30年6月千葉県教育庁体育課改訂）
- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」  
（平成30年3月スポーツ庁策定）